

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 喃仁会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市本島町1番11号

(3) 設立認可年月日 昭和33年12月25日

(4) 設立登記年月日 昭和34年 2 月12日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	一瀬 宏	
理 事	一瀬 まり子	
同	一瀬 理恵	
監 事	一瀬 俊一郎	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	一瀬診療所	4210221695	長崎県佐世保市本島町1-11	一般病床 10床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年 5 月25日 令和5年度決算の決定

令和7年 3 月17日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 哺仁会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市本島町 1 - 1 1

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	27,129	I 流 動 負 債	11,085
II 固 定 資 産	21,911	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	7,959	負 債 合 計	11,085
2 無 形 固 定 資 産	348	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	13,604	科 目	金 額
		I 資 本 金	944
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	37,011
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	37,955
資 産 合 計	49,040	負債・純資産合計	49,040

様式 4 - 2

法人名 医療法人 哺仁会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市本島町 1 - 1 1

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	57,279
2 事業費用	59,805
本来業務事業利益	△ 2,526
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 2,526
II 事業外収益	267
III 事業外費用	29
経常利益	△ 2,288
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 2,288
法人税等	72
当期純利益	△ 2,360

様式 2

法人名 医療法人 嘯仁会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市本島町 1 - 1 1

財 産 目 録
(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	49,040 千円
2. 負 債 額	11,085 千円
3. 純 資 産 額	37,955 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	27,129
B 固 定 資 産	21,911
C 資 産 合 計 (A + B)	49,040
D 負 債 合 計	11,085
E 純 資 産 (C - D)	37,955

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 哺仁会
理事長 一瀬 宏 殿

私は、医療法人哺仁会の令和6会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和7年5月25日

医療法人哺仁会
監事 一瀬 俊一郎